



西部こども療育センター

保育所等訪問支援事業

○保育所等を訪問して支援を行います。

専門スタッフが保育所やその他の児童が集団で生活している施設（保育所等）を訪問し、障害児や保育所等のスタッフに対し支援を行います。障害児が集団に適応し、生活しやすくなるよう、一緒に考えていきます。

※保育所等と支援の必要性等について事前によく相談した上でご利用下さい。利用については、保護者、保育所等、当事業所の三者の合意が必要です。

1 対象の方

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証を所持している児童（18歳未満の方）
- ② 手帳等の交付を受けていないが、発達障害のために、障害児通所支援サービスの受給者証を所持している児童
(受給者証を所持していない児童でも、発達障害児で支援の必要性がある旨の「主治医意見書」(市様式)が各区厚生部福祉課に提出され確認を受けている児童は対象)

2 支援内容等

お子さんが通っている保育所等へスタッフが訪問し、一定期間、継続的に支援します。基本は月に1回の訪問を6か月程度行います。(お子さんの状況に応じて決定します。) 支援内容については、保護者の方の願いやお子さんの様子を把握した上で、保育所等の先生方と個別支援計画を作成し、支援を行います。訪問後は、電話や来所で保護者の方へ報告を行います。

3 実施地域（対象児の住民票所在地）

広島市西区・安佐南区（沼田地区）・佐伯区に在住の方

（広島市のその他の地域は、こども療育センターや北部こども療育センターが担当）

4 利用料負担金（令和7年4月1日現在）

事業所への報酬の1割。1日あたり2,040円が目安。
満3歳になって初めての4月1日から3年間の利用料は無料です。



○ 手続きの流れ

①各区の保健センター（福祉課・障害福祉係）へ利用希望を申し出て、説明を受けてください。

保育所等が作成する「意見書」や当事業所が作成する「保育所等訪問支援実施計画書」の様式を受け取って下さい。

②保育所等へ「意見書」を渡し、作成を依頼する。

③当センターへ「保育所等訪問支援実施計画」の作成を依頼する。

④各区の保健センター（福祉課・障害福祉係）へ支給申請を行い、支給決定を受ける。

⑤当センターで契約する。

支援開始！

⑥当センターが、保育所等へ訪問して支援を開始する。



手続きの前に当事業所までお問い合わせください

- 各区の保健センター（福祉課・障害福祉係）で**保育所等訪問支援を利用するために必要な“障害児通所支援受給者証”**発行の手続きについて説明を受けて下さい。

申請・問い合わせ先	場所
西区福祉課障害福祉係 082-294-6346	西区地域福祉センター1階
佐伯区福祉課障害福祉係 082-943-9769	佐伯区役所別館2階
安佐南区福祉課障害福祉係 082-831-4946	安佐南区総合福祉センター2階

保育所等訪問支援を利用するための「**障害児支援利用計画案（セルフプラン）**」を作成し、障害福祉係に提出します。記入方法は障害福祉係で説明を受けられます。

- 保育所等に「意見書」の作成を依頼して下さい。

•「意見書」を受け取った後、「**意見書**」の**コピー**を**当事業所に郵送または持参して下さい**。「意見書」をもとに「保育所等訪問支援実施計画」を作成します。作成には一定の期間が必要です。作成後、「保育所等訪問支援実施計画」をお渡しします。

•各区の保健センター（福祉課・障害福祉係）に、「意見書」及び「保育所等訪問支援実施計画」を持参し、本事業の支給申請をして下さい。

後日、支給決定通知書及び受給者証が送付されてきましたら、当センターに連絡して下さい。

- 契約書作成（当事業所）**

当センターと保護者の方で本事業に関する契約書を作成します。

- 訪問先の園と訪問日程を調整の上、訪問します。

お問い合わせ

TEL 082-943-6831

西部こども療育センター1階 療育相談室
保育所等訪問支援事業担当まで